

令和6年度 第8回庁議要旨

日時：令和6年7月18日（木）

午前9時30分～午前10時20分

会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市地域おこし協力隊員の募集要件及び起業支援要件の見直しについて（復興企画部）

外部人材による地域振興及び地域の活性化を目的として、平成29年度に発足した石巻市地域おこし協力隊は、これまで17名が隊員として活動し、本市の地域振興及び地域の活性化に取り組んだだけでなく、活動を終了した隊員のうち7名が、そのまま市内で定住・就労し、定住人口の増加にも寄与している。

令和6年7月1日現在で活動中の隊員は8名となっており、今後は、隊員数を20名まで増やすことを目標としているものの、隊員の確保が課題となっていることから、既に実施が決定している有料求人サイト等による募集方法の拡充に加え、隊員の募集要件を見直し、効果的に隊員を確保していく必要がある。

また、隊員活動の終了後、いかに定住につなげるかが課題となっていることから、定住につながりやすい隊員の起業への支援の在り方を見直していく必要がある

本市で活動する隊員を増やし、活動終了後の定住につなげるため、隊員の募集要件及び隊員の起業に対する支援要件を見直すもの。

(1) 主な内容

ア 隊員の募集要件の見直し

これまで募集の対象とならなかった以下の者を募集対象に加える。

- ・「地域おこし協力隊員」であった者（同一地域における活動2年以上、かつ終了1年以内）
- ・語学指導等を行う「外国青年招致事業（JETプログラム）」終了者（その活動が2年以上、かつ終了1年以内）
- ・海外に在留し住民基本台帳に登録されていない者

イ 隊員の起業支援要件の見直し

隊員が起業する際に支給している補助金の対象期間と交付限度額を次のとおり変更する。

- | | | |
|---------|-----|------------------------------|
| ① 対象期間 | 現行 | 任期満了日の1年前から任期満了後1年以内 |
| | 変更後 | 任用開始1年後から任期満了後又は任期途中で解嘱後1年以内 |
| ② 交付限度額 | 現行 | 隊員1人につき1回限り100万円 |
| | 変更後 | 隊員1人につき100万円 |

(2) 今後の予定

令和6年8月 石巻市地域おこし協力隊設置要綱及び石巻市地域おこし協力隊活動費等補助金交付要綱の改正（施行予定年月日：令和6年8月1日施行）

2 石巻市のロゴマークの公募について（復興企画部）

シティプロモーションは、SDGs（持続可能な開発目標）に関わる取組として、人口減少に直面する先進諸国で広く普及しており、少子高齢化の進む日本でも、地方創生や地域活性化を目指して全国各地で取り組み始めている。

本市においても、効果的なシティプロモーションに取り組むため、他自治体の取組事例等を参考に、ロゴマークの作成について検討してきた。

本市の魅力を市内外に伝えること、また、東日本大震災からの復興に支援を頂いた全国の皆様への感謝の気持ちを伝えることを目的に、ロゴマーク（キャッチフレーズ入）を作成し、今後のシティプロモーションに活用していくもの。

(1) 主な内容

ア ロゴマークの公募内容

石巻市を一目で印象付けるとともに、震災からの復興に支援いただいた全国の皆様に対する感謝の気持ちを伝えるキャッチフレーズ入りのロゴマークとする。

なお、応募作品は未発表かつオリジナルのもので、1人（団体）につき2点までとする。

イ 採用作品数

1点

ウ 応募資格

国内在住者（国籍、年齢、性別、個人、団体（企業を含む）、職業、プロ、アマの別は問わない。）

エ 公募期間（予定）

令和6年8月初旬から9月30日（月）まで

オ 応募方法

電子メール

カ 選考方法

① 1次選考

市職員アンケートを行い、応募作品の中から10点程度に絞り込む。

② 2次選考

候補作品を市報に掲載し、オンラインによる市民アンケートを行う。

③ 最終選考

市民アンケートの結果を基に庁議に付議し採用作品1点を決定する。

キ 賞金等

採用作品（1点）の応募者に、賞金10万円と副賞（地場産品1万円分）を授与する。

(2) 今後の予定

令和6年	8月～	9月	ロゴマークの公募、市ホームページ及び市報掲載
	10月		1次選考（市職員アンケートの実施）
	11月～	12月	2次選考（市民アンケートの実施）、市ホームページ及び市報掲載
	12月		最終選考（採用作品の決定）
令和7年	1月		定例記者会見（採用作品の公表）、市ホームページ掲載
	2月		市報掲載、表彰式の実施

3 石巻市博物館協議会の位置づけの変更について（教育委員会）

本市では、令和3年11月3日に開館した石巻市博物館において、学識経験者等の委員から意見聴取を行う石巻市博物館協議会を設置し、新たな文化拠点としてよりよい博物館活動を展開していくため、令和4年4月に石巻市博物館協議会条例を施行した。

また、博物館法（昭和26年法律第285号）の一部を改正する法律が令和5年4月に施行されたこととともない、石巻市博物館協議会条例を改正し、令和5年6月に施行した。

石巻市博物館協議会の開催に向け、宮城県等と調整を行ってきたところ、石巻市博物館は同法2条第1項に規定する博物館（登録博物館）ではないことから、法定の博物館協議会を設置することができないことが判明した。

石巻市博物館協議会を博物館法に基づかない任意設置の協議会に位置づけを変更し、同協議会を開催することで、学識経験者等の委員の意見を聴きながら、博物館活動を展開していく。

(1) 主な内容

博物館協議会を博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項の規定に基づき設置することとしていたが、これを同法によらない任意設置の博物館協議会に改める。

また、設置目的において、博物館長の諮問に応じること、博物館長に対して意見を述べることと規定していたものを教育長に改める。

そのほか、委員が委嘱された後、最初に招集すべき協議会の会議の招集は博物館長が行うとしていたものを教育長に改める。

(2) 今後の予定

令和6年 9月 市議会第3回定例会に石巻市博物館協議会条例の一部改正について提案
(施行予定年月日：令和6年10月1日)

石巻市教育委員会の組織等に関する規則の改正（令和6年10月1日施行）

10月～ 石巻市博物館協議会を開催しながら、博物館法等に規定する各種登録・承認要件を満たすよう取り組み、登録博物館、公開承認施設を目指す

【その他】

以上